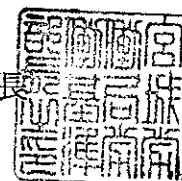


宮労基発 0727 第 2 号
令和 5 年 7 月 27 日

一般社団法人宮城県経営者協会会長 殿

宮城労働局労働基準部長



時間外労働の上限規制に関する周知について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、改正労働基準法による時間外労働の上限規制が、来年 4 月からは建設業、自動車運転業務及び医師などにも適用されることになっています。

建設業や自動車運転の業務に従事する労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定や荷下ろしの際の長時間の待機といった取引慣行上の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられます。

このため、今後の上限規制の円滑な適用には、これら課題を発注者や荷主といった取引関係者をはじめとする国民一人一人が理解し、その解消に協力していくことが必要不可欠です。

今般、厚生労働省では、これらの課題や国民に協力いただきたい内容等について広く周知するため、ポスターの作成や PR 動画を掲載した特設サイトを開設する等して、長時間労働の改善に向けた機運醸成に取り組むこととしました。

つきましては、添付のポスターを見やすい場所に掲示いただき、また、ウェブサイトへの下記特設サイトのリンクの掲載など、周知にご協力くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省「はたらきかたススめ特設サイト」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html#contents04>